

○上天草市病院企業職員特殊勤務手当支給要綱

- 制定 平成27年3月31日病院事業管理者決裁
- 改正 平成27年6月1日病院事業管理者決裁
- 改正 平成31年1月25日病院事業管理者決裁
- 改正 令和2年3月9日病院事業管理者職務代理者決裁
- 改正 令和4年1月31日病院事業管理者決裁
- 改正 令和4年9月30日病院事業管理者決裁
- 改正 令和4年11月30日病院事業管理者決裁
- 改正 令和6年5月31日病院事業管理者決裁

上天草市病院企業職員特殊勤務手当支給要綱

(趣旨)

第1条 特殊勤務手当の支給については、上天草市病院企業職員特殊勤務手当規程（平成20年病院事業管理規程第1号。以下「規程」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(分娩手当)

第2条 規程第8条第2項に規定する管理者が定める分娩手当の額は、1件につき3,500円とする。

(待機手当)

第3条 規程第9条第2項に規定する管理者が定める待機手当の額は、次のとおりとする。

- (1) 午前8時30分から午後5時15分までの待機
  - ア 助産師 1回につき2,000円
  - イ その他の職員 1回につき1,000円
- (2) 午後5時15分から翌日午前8時30分までの待機
  - ア 助産師 1回につき2,000円
  - イ その他の職員 1回につき1,000円

(処遇改善手当)

第4条 規程第11条第2項に規定する管理者が定める処遇改善手当を支給する職員の職及び支給額は、別表のとおりとする。

2 パートタイム会計年度任用職員の手当の額は、基準月額に、当該パートタイ

ム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの通常の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。）とする。

- 3 当該年度の処遇改善手当加算の見込額から当該年度に支給する処遇改善手当を控除してなお残額があるときは、年度末に在籍する職員数（病院に勤務する職員をいう。）で除した額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げた額とする。）を別表に定める職員（ただし、薬剤師を除く）へ支給することができる。

（介護職員等処遇改善手当）

第5条 規程第12条第2項に規定する管理者が定める介護職員等処遇改善手当の額は、次のとおりとする。

- (1) 上天草市職員定数条例第2条第8号に規定する職員のうち介護業務に従事する職員 月額30,000円
  - (2) フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員のうち介護業務に従事する職員 月額40,000円
  - (3) 前号以外の職員 月額3,000円
- 2 当該年度の介護職員等処遇改善加算の見込額から当該年度に支給する介護職員等処遇改善手当額を控除してなお残額があるときは、年度末に在籍する職員数（介護老人保健施設に勤務する全ての職員をいう。）で除した額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げた額とする。）を前項の職員に支給する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

別表（第4条関係）

組織の区分	処遇改善手当を支給する職	支給額 (月額)
病院	看護師	12,000円
	准看護師	12,000円
	理学療法士	2,000円
	作業療法士	2,000円
	言語聴覚士	2,000円
	視能訓練士	2,000円
	歯科衛生士	2,000円
	歯科技工士	2,000円
	放射線技師	2,000円
	臨床検査技師	2,000円
	臨床工学技士	2,000円
	管理栄養士	2,000円
	栄養士	2,000円
	社会福祉士（地域医療支援課所属）	2,000円
薬剤師	2,000円	